

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

安平町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道勇払郡安平町

3 地域再生計画の区域

北海道勇払郡安平町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、昭和 35 年の 14,485 人をピークに減少しており、住民基本台帳によると令和 6 年 11 月には 7,221 人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年に行った推計では、令和 27 年には総人口が 4,656 人 となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14 歳）は平成 18 年の 1,165 人をピークに減少し、令和 6 年には 687 人となる一方、高齢人口（65 歳以上）は平成 18 年の 2,533 人から令和 6 年には 2,694 人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（14～64 歳）も平成 18 年の 5,615 人をピークに減少傾向にあり、令和 6 年には 3,833 人となっている。

自然動態をみると、平成5年以降の自然増減数を検証すると、出生数は平成7年の87人をピークに減少し、令和5年には23人となっている。その一方で、死亡数は令和5年には118人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は94人（自然減）となっている。

社会動態をみると、平成13年には転入者（527人）が転出者（499人）を上回る社会増（28人）であった。しかし、本町の基幹産業である農業や商工業の担い手不足や衰退に伴い、雇用の機会が減少したことで、町外への転出者が増加し、平成30年には胆振東部地震の影響も加わり139人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生者の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会増減の均衡を図っていく。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 子どもを産み育てる環境整備のために
- ・基本目標2 将来の不安を取り除き、いつまでも安全・安心に住み続けられるまちづくりのために
- ・基本目標3 強みを活かした産業と雇用の場づくりのために
- ・基本目標4 移住・定住を見据えた流動人口の確保のために

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和9年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	合計特殊出生率の向上	1.27人	1.74人	基本目標1
ア	小学校児童数・中学校生徒数の維持向上（小学校1年生、中学校1年生の合算値）	117人	±0人	基本目標1
イ	70歳以上の転出高齢者の抑制	▲17人	±0人	基本目標2
イ	介護予防事業（1次予防）への参加者数（参考値：足腰しゃんしゃん教室参加者数）	1,459人	1,050人	基本目標2
ウ	認定新規就農者数	1組	累計5組	基本目標3
ウ	新規起業・創業の件数	4件	累計6件	基本目標3
エ	交流人口数（道の駅来訪者数を含む観光入込客数）	946千人	1,025千人	基本目標4
エ	社会増減の均衡実現（転入者数－転出者数）	▲90人 (H30-R4平均)	±0人	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2及び5－3のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

「子育て世代に選ばれるまち」「生涯住み続けることができるまち」の実
現をめざす事業

ア 子どもを産み育てる環境整備のための事業

イ 将来の不安を取り除き、いつまでも安全・安心に住み続けられるまちづ
くりのための事業

ウ 強みを活かした産業と雇用の場づくりのための事業

エ 移住・定住を見据えた流動人口の確保のための事業

② 事業の内容

ア 子どもを産み育てる環境整備のための事業

・ 自然豊かな当町で、安心して子どもを産み育てることができるよう、
子育て教育環境の充実・魅力化を図るとともに、ユニセフ日本型「子
どもにやさしいまちづくり事業」実践自治体として、子どもの意見や
権利を尊重したまちづくりを展開していくための事業

・ 移住・定住施策により必要な子どもの数を確保しながら、ふるさと教

育・学社融合事業をはじめ、安平町独自の教育手法「あびら教育プラン」など、当町が誇る特色ある教育活動を深化させる事業 等

イ 将来の不安を取り除き、いつまでも安全・安心に住み続けられるまちづくりのための事業

- ・医療・福祉・商業などの生活サービス機能の充実による全ての世代の転出抑制を図るとともに、健康寿命の延伸に向けた取組みなどを通じて高齢者が意欲を持ち、その能力を最大限に発揮できる持続可能な地域社会の形成を図る事業 等

ウ 強みを活かした産業と雇用の場づくりのための事業

- ・企業誘致の促進や立地企業の増設等への支援、新規就農・商工業後継者対策、創業・起業支援に力を入れるとともに、地域資源や地域特性を活かした新たな雇用創出に向けて、基幹産業である農林業と商工業の連携による6次産業化を推進する事業
- ・道内で初めてオーガニックビレッジ宣言を行ったことにより、環境保全型の有機農業や環境に配慮した農業を進め、外的環境の変化に強い経営に結び付けながら、将来にわたり安心して農業を続けていく環境を目指す事業 等

エ 移住・定住を見据えた流動人口の確保のための事業

- ・知名度を向上し、交流人口と移住・定住人口へ結びつけるシティプロモーションの考えに基づき、地域のイメージを高める情報発信の強化、「道の駅」を拠点として町内外の人々が観光資源を回遊・交流するための仕組みづくりなど、賑わい創出と交流人口の拡大に向けた取組みにより、最終的に移住・定住先として子育て世代に選ばれるまちづくりを推進する事業 等

※ なお、詳細は安平町地方版総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4 の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,440,000 千円（令和 7 年度～令和 9 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度開催する安平町未来創生委員会において効果検証を行い、翌年以降の取組み方針を決定する。検証後、安平町のホームページにおいて公表する。

⑥ 事業実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで